

資料 4

回復期への病床転換に係る優先的取扱いについて

○改正理由

急性期又は慢性期から回復期への病床機能の転換については、平成29年度に策定した「病床機能転換等に係る現在の対応方針」において、福岡・糸島区域、久留米区域、北九州区域においては、プラン対象病院よりも一般の民間病院からの転換を優先することとしている（この取扱いは、平成30年度に一度延長済み）。

一定の期間が経過したことから、この取扱いについては、該当する構想区域地域医療構想調整会議に確認し、令和3年3月末に廃止することとしたい。

○改正内容

別添のとおり

○施行期日

令和3年3月31日

○今後の対応

当該内容について、該当する構想区域地域医療構想調整会議で確認する。

病床機能転換等に係る現在の対応方針（各調整会議） （令和２年度第１回福岡県地域医療構想調整会議 改正案）

共通

- ・ 調整会議（又は部会）において、プラン対象病院の構想区域における役割の在り方について協議・検討を行い、役割の明確化を図る。
- ・ 高度急性期・急性期については一体的に取り扱うこととし、全区域とも回復期・慢性期から高度急性期・急性期への転換については、「過剰な機能への転換」にあたる取扱いとする。

福岡・糸島

- ・ プラン対象病院については、明確化された役割とプランが合致したものとなっているかについて協議を行う。
- ・ 地域医療構想上は現状の病床数が病床の必要量に大きく満たない区域となっているが、医療計画における既存病床数が基準病床数を上回っており、新たな病床の設置は原則としてできない。なお、既存病床数と基準病床数の状況や医療連携の推進による平均在院日数の短縮化の傾向、病床稼働率の推移などについては、引き続き、調整会議(部会)で情報を共有していく。

久留米 北九州

- ・ プラン対象病院については、明確化された役割とプランが合致したものとなっているかについて、部会において協議を行う。

病床機能転換等に係る現在の対応方針（各調整会議）

飯塚

- ・ プラン対象病院については、明確化された役割とプランが合致したのものとなっているかについて協議を行う。
- ・ 急性期又は慢性期から回復期への転換については、県内で唯一回復期も必要病床数に達することから、今後の取扱いについては調整会議で検討を行う。

その他の区域

- ・ プラン対象病院については、明確化された役割とプランが合致したのものとなっているかについて協議を行う。
- ・ 上記以外の民間病院については、毎年度の転換意向調査や別添様式1「病床機能等の変更に関する報告書」により内容を確認しながら、急性期又は慢性期から回復期への転換意向を示す医療機関について、これを認めていく。

病床機能転換等に係る現在の対応方針（各調整会議）

共通

- ・ 調整会議（又は部会）において、プラン対象病院の構想区域における役割の在り方について協議・検討を行い、役割の明確化を図る。
- ・ 高度急性期・急性期については一体的に取り扱うこととし、全区域とも回復期・慢性期から高度急性期・急性期への転換については、「過剰な機能への転換」にあたる取扱いとする。

福岡・糸島

- ・ プラン対象病院については、明確化された役割とプランが合致したものとなっているかについて協議を行う。
- ・ 急性期又は慢性期から回復期への転換については、プラン対象病院（17病院）よりも、当面の間、一般の民間病院を優先する。
- ・ 地域医療構想上は現状の病床数が病床の必要量に大きく満たない区域となっているが、医療計画における既存病床数が基準病床数を上回っており、新たな病床の設置は原則としてできない。なお、既存病床数と基準病床数の状況や医療連携の推進による平均在院日数の短縮化の傾向、病床稼働率の推移などについては、引き続き、調整会議（部会）で情報を共有していく。

久留米 北九州

- ・ プラン対象病院については、明確化された役割とプランが合致したものとなっているかについて、部会において協議を行う。
- ・ 急性期又は慢性期から回復期への転換については、当面の間、プラン対象病院よりも、一般の民間病院を優先する。

病床機能転換等に係る現在の対応方針（各調整会議）

飯塚

- ・ プラン対象病院については、明確化された役割とプランが合致したものとなっているかについて協議を行う。
- ・ 急性期又は慢性期から回復期への転換については、県内で唯一回復期も必要病床数に達することから、今後の取扱いについては調整会議で検討を行う。

その他の区域

- ・ プラン対象病院については、明確化された役割とプランが合致したものとなっているかについて協議を行う。
- ・ 上記以外の民間病院については、毎年度の転換意向調査や別添様式1「病床機能等の変更に関する報告書」により内容を確認しながら、急性期又は慢性期から回復期への転換意向を示す医療機関について、これを認めていく。

優先的取扱いに係る見直しについて

- ・ 回復期への病床転換に係る優先的取扱いについては、平成30年度の最後の地域医療構想調整会議（H31.1～2月頃）において、状況等を確認のうえ、延長するかどうかを判断する。

福岡・糸島、久留米、北九州区域に係る優先的取扱いを
令和3年3月末をもって廃止